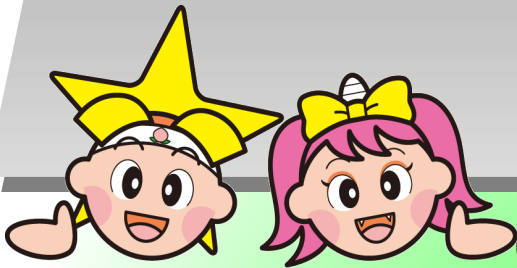


『あなたの教員免許』 復活します！



岡山県マスコット「ももっち・うらっち」

令和4年7月1日に教員免許更新制がなくなります。

◎休眠中の免許は…

- 令和4年7月1日に自動的に復活します。
- 手続きや更新講習の必要はありません。

◎免許が失効している場合は…

- 授与申請して再び免許状を取得できます。
- 更新講習の必要はありません。

☆学校現場で生かしてみませんか！

○休眠中の免許とは？

更新制導入前（平成21年3月31日以前）に授与された旧免許状を持ち、更新申請をしていない人（いわゆるペーパーティーチャー）の免許状のことです。

○失効している免許とは？

更新制導入後（平成21年4月1日以降）に授与された新免許状を持ち、更新申請をしていない人の免許状のことです。

※旧免許状所有者でも、有効期限の日に退職した場合や育休等で更新申請をしていない場合などは、失効に該当する人もいます。

※詳細はこちら

問い合わせ先

岡山県教育庁教職員課給与免許班
086-226-7579



岡山県マスコット「ももっち・うらっち」